

令和5年度

山形市幼稚園2歳児就園保育料等軽減補助金について

【満3歳児の預かり保育料】



施設への提出期限は 月 日です。

→提出書類についての詳細は、次ページ以降をご覧ください。

施設から市への提出期限日以降の申請（中途入園児を除く。）は、受付することができません。提出忘れにご注意ください。

制度の概要

私立幼稚園・認定こども園では、子育て支援として満3歳児の受入れを実施し、幼稚園教育の普及充実と保護者の方の経済的負担軽減のために、預かり保育料の減免（減額又は免除）を行っています。この減免した分については、山形市が私立幼稚園・認定こども園に補助金を交付しています。

対象世帯

対象となるのは、次の条件のいずれにも当てはまり、

- **山形市民**で私立幼稚園・認定こども園に**正式入園**している**満3歳児**であること
（令和2年4月2日以降生まれで年度内に満3歳の誕生日を迎える方）

かつ

- **保育の必要性がある**と認められる世帯

さらに、次の①～②の条件のどちらかに当てはまる世帯です。

- ① 第3子以降
- ② 令和5年度の市民税所得割額が77,100円以下であるひとり親等世帯
（令和5年度の市民税が**非課税**の世帯は国の無償化の対象となるためお問い合わせください。）

※ 世帯の状況により、同居の祖父母等の分も含める場合があります。

※ **補助金の算定のため、市県民税額が決定されている必要があります。**

税金の申告をしていない等の理由により市民税の額が決定されていない場合は、
税申告を済ませてからお手続きください。

※**ひとり親等世帯**とは、以下に該当する方が在宅している世帯です。

ひとり親世帯だけをいうものではありません。

該当する方
生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
ひとり親で現に児童を扶養している方
身体障がい者手帳の交付を受けた方
療育手帳の交付を受けた方
精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方
特別児童扶養手当の支給対象児童
国民年金の障がい基礎年金の受給者その他適当な方

手続き方法

※ 申請書類の提出や補助金の交付は、全て私立幼稚園・認定こども園を通して行います。

保育料等の減免をご希望の保護者で上記対象世帯に該当する方は、次の書類等をお子さんが利用している私立幼稚園・認定こども園に提出してください。

	提出書類	提出が必要な方
1	保育料等減免措置に関する調書	申請者全員（児童1人につき1通）
2	令和5年度住民税課税証明書又は非課税証明書	令和5年1月1日に山形市以外の市区町村に住民登録をしていた方
3	ひとり親世帯等（3人-世帯※1）であることを証明する書類	令和5年度市民税所得割額が77,100円以下の世帯の方のうち、左記に該当する方

◆ 詳しくは、以降の「提出書類」をご確認ください ◆

提出書類

提出が必要な方	申請者全員（児童1人につき1通）
---------	------------------

提出書類 1 「保育料等減免措置に関する調書」の記載のしかた

- ◆ 承諾事項をご確認の上、同意していただける方は、別紙「記載例」に沿って申請書部分（太ワク内）をみれなく記入してください。
- ◆ 調書裏面にも記載欄がありますので、ご注意ください。

提出が必要な方	令和5年1月1日に山形市以外の市区町村に住民登録をしていた方
---------	--------------------------------

提出書類 2 令和5年度住民税課税証明書

令和5年1月1日に住民登録をしていた市区町村から令和5年度（令和4年分の所得のもの）住民税課税証明書（住民税所得割額・総所得額・所得控除合計額が明記されているもの）を取り寄せ、提出してください。

※ 住民税課税証明書の年度間違いにご注意ください。年度が違う証明では補助金の算定ができません。なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

※ 令和5年1月1日に山形市に住民登録をしていた方は、提出不要です。



こんな場合は？

★ 保護者が単身赴任をしていて山形市以外で住民税が課税されている。	➡	単身赴任先の市区町村から令和5年度住民税課税（非課税）証明書を取り寄せ、原本を提出ください。
★ 令和5年1月1日現在海外赴任のため、住民税が課税されていない。	➡	別様式の給与証明書（利用施設から貰ってください）を勤務先から記入していただき提出してください。
★ 別居中の家族がいる。 ★ 実際は居住実態のない世帯員が、住民票に登録・記載されている。	➡	世帯の構成や別居中の家族等について、調書の書き方等のご相談は、保育育成課までお願いします。

提出が必要な方

令和5年度市民税所得割額が77,100円以下の世帯の方のうち、ひとり親等世帯に該当する方

提出書類 3 ひとり親世帯等であることを証明する書類

令和5年度市民税所得割額が77,100円以下の世帯の方のうち、以下に該当する方が在宅している世帯の方はご提出ください。（非課税の世帯の方は、預かり保育の無償化の対象となりますのでお問い合わせください。）

該当する方	提出書類
生活保護法第6条第2項に規定する要保護者	なし
ひとり親で現に児童を扶養している方	戸籍全部記載事項証明書（離婚記載等のあるもの）
身体障がい者手帳の交付を受けた方	身体障がい者手帳の写し
療育手帳の交付を受けた方	療育手帳の写し
精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方	精神障がい者保健福祉手帳の写し
特別児童扶養手当の支給対象児童	特別児童扶養手当の認定通知書の写し
国民年金の障がい基礎年金の受給者その他適当な方	年金証書の写し

減免（支払）の時期・方法

- ◆ 交付決定後、市から施設へ補助金を交付します。施設はその補助金の交付後に、対象となった保護者への減免を行います。
- ◆ 保護者への減免（支払）時期及び方法は、施設によって異なりますので各園へお問合せください。

減免（支払）額の算出方法

下記①②③を比較して、最も低い額が月額減免（支払）額となります。

- ① 450円×利用日数
- ② 月額上限 16,300円
- ③ 預かり保育の利用料の月額

